

第10回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和4年2月25日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について
第4 議案第2号 美深町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について
第5 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅野能弘
2番 長谷川和夫
3番 佐藤能將
4番 樋口國先
5番 加川可名子
6番 神野充布
7番 杉田文枝
8番 山下博史
9番 瓜田晃
10番 藤本博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
事務局次長 中村 稔
副主幹 村田絵美

◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は10名全員出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第10回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に8番山下委員、9番瓜田代理にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので山下委員、瓜田代理を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。

(「なし」という者あり)

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2ページをご覧ください。第9回総会以降の経過報告になります。1月27日、2月3日、10日、17日、24日令和3年度農業簿記勉強会、各日2人の出席をいただいております。引き続き加川委員、杉田委員ご協力お願いします。1月31日令和4年度予算町長査定が行われまして、事務局で対応しております。2月2日、美深町地域担い手育成総合支援協議会新規就農者等指導委員会新規就農希望者面談会を開催され、事務局で対応しました。新規就農を希望する〇〇市在住の〇〇〇さんにご家族の面談を行っております。経営を予定しているのは、〇〇〇さんの牧場で、研修はR&Rおんねないが受入れをいたします。3月1日から事前研修を行う予定です。25日、本日第10回美深町農業委員会総会です。第10回総会以降の予定になります。3月3日令和3年度農業簿記勉強会、3月3日をもちまして本年度最後の勉強会となります。3月2日から18日令和4年美深町議会第1回定例会が開催されます。藤本会長、山崎局長、中村次長が出席の予定です。8日美深町地域担い手育成総合支援協議会幹事会と新規就農者等指導委員会と3ページに続きます。経営改善指導委員会が開催されます。事務局で対応します。16日から17日令和4年度予算審査特別委員会、こちらも事務局で対応します。18日農業者年金巡回相談会が北はるか農協で開催されます。中旬から下旬に第8回女性農業者のつどいを予定しておりますので、ご案内は日程が決まり次第発送の予定です。第11回美深町農業委員会総会ですが、3月25日に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、3月25日に第11回美深町農業委員会総会を開催します。報告は以上です。

藤本会長 ただいまの報告に対し、ご質疑等があれば受け賜ります。
ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長 <日程第3>議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規則により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。はじめに、整理番号29番を説明いたしますので、4番樋口委員ご退席ください。

(4 樋口委員退室)

藤本会長 事務局より説明願います。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 それでは、4ページをご覧ください。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定より、美深町長より決定を求められた令和3年度第9号農用地利用集積計画について審議を求めます。

整理番号29番、譲渡人、字〇〇△△△番地 〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は令和4年2月28日、対価の支払期限は令和4年11月30日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格は反当り田△△△、△△△円、総額△、△△△、△△△円、売買の案件です。別紙資料添付しておりますのでご覧ください。1ページ目が今回の売買の案件になります。上が広範囲の地図で、下は売買農地の拡大図となります。国道40線沿い、〇〇△△線にある農地です。昨年まで田として利用しており、今回規模縮小するため譲渡人の自宅より離れた水田の売買を予定しております。説明以上です。

藤本会長 整理番号29番について審議を願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等が内容でありますので、整理番号29番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。

(4 番樋口委員入室)

藤本会長

全員賛成です
よって、議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長

<日程第 4>議案第 2 号美深町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)についてを議題に供します。本件につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条により、市町村が基本構想を定めようとするとき、若しくは変更するときは当該市町村の長は、農業員会及び当該市町村の区域の全部または一部をその地区の全部または一部とする農業協同組合の意見を聞かないとしないことになっております。事務局より説明をいたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

8 ページをご覧ください。議案第 2 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定に基づく、美深町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について、美深町より同法施行規則の第 2 条に基づき意見を求められたので審議を求めます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は法律に基づき、北海道が作成する農業経営基盤基本方針に即して市町村が定めるものです。この基本構想は、美深町において効率的で安定的な農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用集積目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援などについて総合的に定める計画となっております。策定後 5 年ごとに変更し、10 年間の方針について定めるものですが、美深町では平成 13 年に策定し、平成 29 年の変更から 5 年が経過するところです。また、この基本構想に基づいて、農業経営改善計画の認定も行われます。それでは、基本的な構想(案)について、9 ページからの基本構想見直し概要表によりまして、説明させていただきます。9 ページをお開きください。まず、第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標ですが、年間所得水準については北海道の基本方針では概ね 500 万円とされましたが、美深町では今後コロナ禍等の影響による農業所得の減少が見込まれることなどを勘案しまして、目標所得は据え置き、前回と同様の 460 万円程度としました。年間労働時間水準についても前回同様の 1,800 時間から 2,000 時間程度としています。また、北海道の基本方針の改正に伴って、文書等の一部修正も行っております。次に、第 2 効率的かつ安定的な農業経営の指標および 10 ページになりますが、第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標ですが、総類型数および内容について前回と変更はありません。第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積に関する目標については、言い回しに変更がありますが、目標値は 90% とし前回と変更はありませんが、文書等で同の基本方針改正に伴う修正を行っております。第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項については、文書等で道の基本方針改正に伴う修正の他、法改正に伴う農地利用集積円滑化事業の項目の削除、さらには、項目移行に伴う削除があります。第 6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項、第 7 その他については変更ありませんが、項目の削除に伴い順番が繰り上がっております。概要表により簡単にご説明させていただきましたが、改めて今回の見直しについては、変更から 5 年が経過すること、北海道の基本方針が見直されたことに伴い基本構想の文書等について見直しをし、年間所得水準や年間労働時間水準、営農類型については変更しておりませんので、農業経営改善計画の認定にあたっては従来と同様の扱いとなります。別紙基本構

想（案）については、冊子で配布しておりますが、こちらが本来の基本構想（案）になります。こちらにつきましては、内容の下線が引いてあるところが、今回変更する個所となりまして修正を行っております。基本構想については、今後も引き続き関係機関と連携して、適宜見直しに向け、検討協議を行ってまいります。説明は以上です。

藤本会長 議案第2号について審議願います。
ご質疑、ご意見を受け賜ります。
ございませんか。

（「なし」という者あり）

藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、美深町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）については、美深町における農業経営基盤強化促進事業が円滑、適正に推進され農用地の有効利用等がより一層推進されるものであり適切なものであると認められる。これを農業員会の意見とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

藤本会長 全員賛成です。
よって、議案第2号については、美深町における農業経営基盤強化促進事業が円滑、適正に推進され農用地の有効利用等がより一層推進されるものであり適切なものであると認められる。これを意見とすることを決定いたしました。

◎日程第5 その他

藤本会長 <日程第5>委員のみなさまから何かございませんか。

藤本会長 事務局から何かございますか。

◎閉会宣言

藤本会長 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第10回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午後1時55分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長 会長

⑩

署名委員 8 番

⑩

署名委員 9 番

⑩